

審議会等の会議結果報告

| | |
|-----------------|--|
| 1 会議名 | 令和2年度 第2回津市防災会議 |
| 2 開催日時 | 令和3年1月29日(金)から同年2月9日(火)まで |
| 3 開催方法 | 書面会議による |
| 4 書面表決に参加した者の氏名 | <p>(出席者)</p> <p>津地方気象台 台長 塩津 安政 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所 所長 秋葉 雅章 三重県津地域防災総合事務所 所長 瀧口 嘉之 三重県津建設事務所 所長 高木 和広 三重県津保健所 所長 林 宣男 津警察署 署長 射場 重人 津南警察署 署長 小谷 寛 津市消防団 団長 川尻 研二 西日本電信電話株式会社三重支店 設備部長 藤井 隆行 中部電力パワーグリッド株式会社 津営業所長 戎屋 哲司 東邦ガス株式会社導管ネットワークカンパニー導管部三重セ ンター 中南勢導管課長 西中 克典 三重県津LPガス協議会 会長 深田 知己 日本赤十字社三重県支部 事務局長 松田 克己 東海旅客鉄道株式会社 津駅長 森 雅人 近畿日本鉄道株式会社鉄道本部名古屋統括部運輸部 津駅長 青木 茂 三重交通株式会社バス営業部 中勢営業所長 内山 宜哉 一般社団法人三重県トラック協会 津支部長 田村 三千夫 国立大学法人三重大学大学院生物資源学研究所 教授 酒井 俊典 陸上自衛隊第33普通科連隊 第1中隊長 井岡 真志 公益社団法人津地区医師会 理事 高橋 岳夫 公益社団法人久居一志地区医師会 副会長 奥野 利幸 一般社団法人三重県建設業協会 津支部長 田村 頼一 一般社団法人三重県建設業協会 一志支部副支部長 藤谷 文彦 津市水道指定事業者協同組合 代表理事 吉村 哲夫 株式会社ZTV 取締役営業統括部長 坂口 純司 中勢森林組合 代表理事組合長 森 秀美 津商工会議所 常務理事 伊藤 研也 津市自治会連合会 会長 小黒 敏克 津市婦人会連絡協議会 会長 須山 美智子 社会福祉法人津市社会福祉協議会 会長 中村 光一 津市防火協会 会長 中村 豊久 公益社団法人三重県看護協会 常任理事 藤田 典子 津市障がい者団体連絡協議会 副会長 高鶴 かほる 津市商工会議所 女性会副会長 堀川 正代 津市民生委員児童委員連合会 副会長 金児 美和子 津市消防団芸濃方面団 ささゆり分団長 松本 洋子 津市消防団一志方面団 コスモス分団員 瀧 優子</p> |

| | |
|-----------|---|
| | 津市副市長 盆野 明弘 津市副市長 稗田 寿次郎 津市上下水道事業管理者 田村 学 津市教育長 森 昌彦 津市消防長 小津 直久 (敬称略) |
| 5 内容 | 津市地域防災計画(風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編)令和2年度修正(案)について |
| 6 公開又は非公開 | 公開(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面にて審議するため、会議結果を公開) |
| 7 傍聴者の数 | 書面会議のため、傍聴は実施せず |
| 8 担当 | 危機管理部危機管理課危機管理担当 電話番号 059-229-3281 E-mail 229-3281@city.tsu.lg.jp |

・議事の内容 下記のとおり

1 議事

津市地域防災計画(風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編)令和2年度修正(案)について

【表決結果】 全委員承認(承認44人、不承認0人)

なお、書面表決に参加されなかった前川 寧宏委員及び渡邊 修三委員につきましては、「承認」として取扱わせていただいております。

また、承認ながらも、意見が4件(そのうち修正意見が3件)ありました。

2 議事に対する委員からの意見と事務局回答

《意見1》

風水害等対策編の第2編第4章第1節1(3)イ(i)(83項)について、以下への修正を検討願いたい。

(修正案)

津市に発表されていた大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報が注意報に切り替わったとき若しくは解除になったとき、又は波浪特別警報が警報等へ切り替わったとき。

〈事務局回答〉

いただいた意見を踏まえ、次のとおり修正します。

津市に発表されていた大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報が注意報に切り替わったとき又は解除になったとき、及び波浪特別警報が警報等へ切り替わったとき。

《意見2》

津波対策編の第4章第2節2(2)(20項)の津波警報等伝達系統図を別図1に差し替えを願いたい。

〈事務局回答〉

ご提案のとおり修正します。

《意見 3》

資料編の 5 3 (3 3 3 項) の防災気象情報伝達系統図を別図 2 に差し替えを願いたい。

〈事務局回答〉

ご提案のとおり修正します。

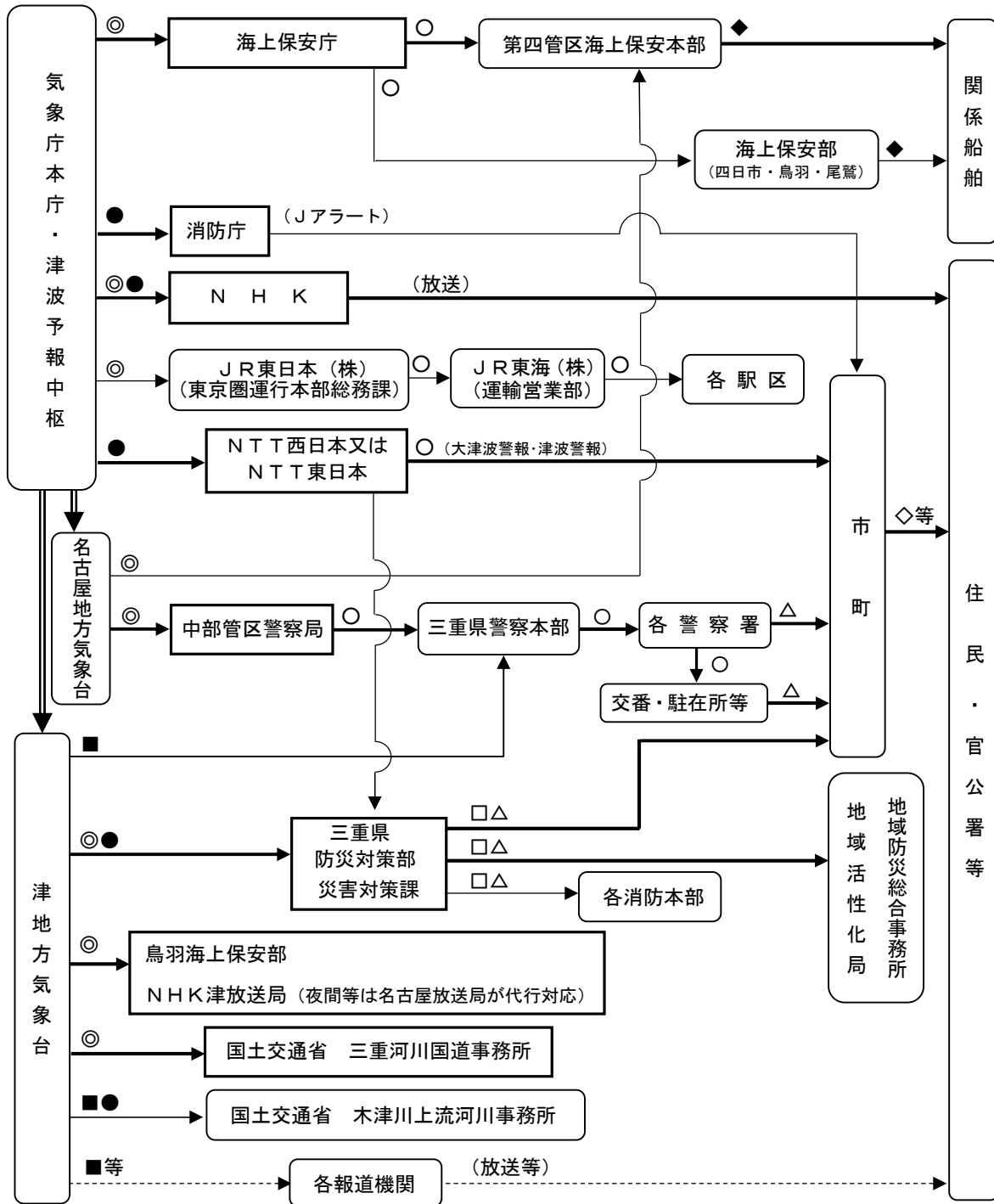
《意見 4》

津市地域防災計画（津波対策編）の修正箇所一覧表（案）の伝達体制について。一般市民への伝達はどのようになっていますか。アナウンス・サイレンも聞こえにくい

〈事務局回答〉

同報系防災行政無線による放送は、気象等の影響を受けやすいことから、本市では大雨による浸水・土砂災害や地震・津波などが予想される際には、同報系防災行政無線による放送だけでなく、津市防災情報メール、緊急速報メール（エリアメール）、電話応答サービス、ファクス送信サービス、テレビのデータ放送及びレディオキューブ FM 三重と連携した津市緊急告知ラジオによる放送などの手段により市民の皆様へ情報伝達を行っております。

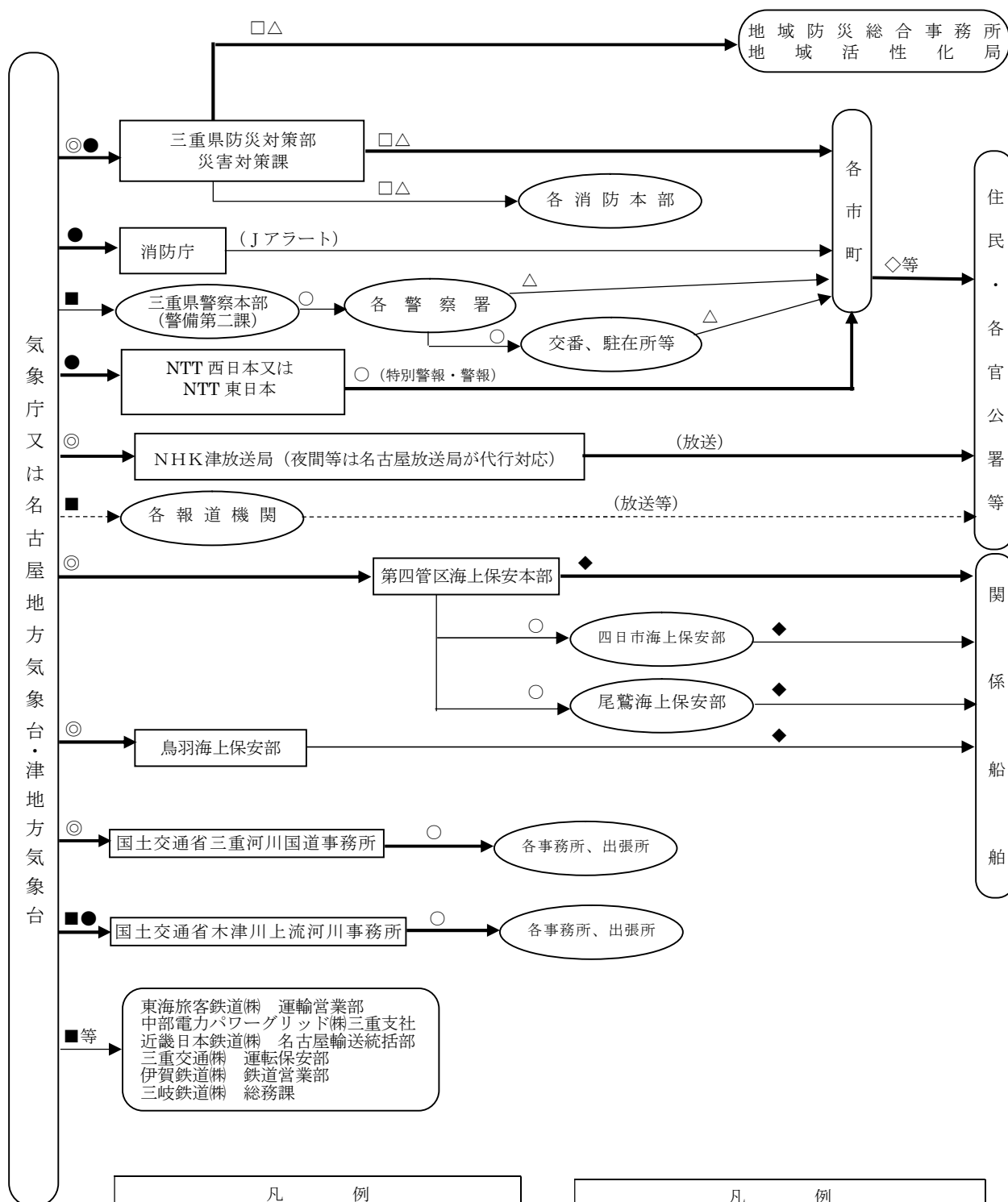
津波警報等伝達系統図



| 凡 例 | |
|--------|--------------------------|
| □ | 気象業務法第 15 条の法令による警報の通知機関 |
| → | 気象業務法第 15 条の法令による通知系統 |
| -----> | 気象業務法第 13 条の法令による周知系統 |
| —> | 三重県地域防災計画、協定、その他による伝達系統 |

| 凡 例 | |
|-----|---------------------|
| ◎ | 防災情報提供システム（専用回線） |
| ■ | 防災情報提供システム（インターネット） |
| ● | 気象庁専用回線（ADESS 回線等） |
| ○ | 専用の電話・FAX |
| △ | 一般の加入電話・FAX |
| □ | 三重県防災通信ネットワーク |
| ◇ | 市町防災行政無線 |
| ◆ | 無線通報等 |

別図2



| 凡 例 | |
|--------|----------------------------------|
| □△ | 気象業務法第15条等の法令による気象官署からの警報事項の通知機関 |
| → | 気象業務法第15条等の法令による通知系統 |
| -----> | 気象業務法第13条等の法令による周知系統 |
| → | 県地域防災計画、協定、その他による伝達系統 |

| 凡 例 | |
|-----|----------------------------------|
| ◎ | 防災情報提供システム (専用回線) |
| ■ | 防災情報提供システム (インターネット) |
| ● | 気象庁専用回線(ADESS 回線等) |
| ○ | 専用の電話・専用の電話FAX |
| △ | 一般の加入電話・加入電話FAX 三重県防災通信ネットワーク |
| ◇ | 市町防災行政無線 |
| ◆ | 無線通報等 |